

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請

新潟県から、以下のとおり、営業時間短縮の協力要請が発出されました。
この要請に該当する施設を運営し、営業時間の短縮に協力した事業者を対象に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給します。申請手続きについては、新潟市のホームページ等で改めてお知らせいたします。

1 要請期間	令和3年 4月21日(水)0時 から、令和3年 5月9日(日)24時 までの 全ての期間(19日間) ※感染状況によっては期間を延長することもあり得る
2 対象施設	食品衛生法第52条に定める営業許可を取得している次の施設 ①接待を伴う飲食店 【具体例】キャバレー、スナック、パブ、キャバクラ 等 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗 ②酒類を提供する飲食店 【具体例】居酒屋、レストラン、バー、カラオケ店 等
3 対象区域	新潟市全域
4 要請内容	午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的にご協力いただくこと ※酒類の提供は午後8時まで ※従前より、午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業している店舗は協力要請の対象外。

【協力金の1店舗あたりの支給額】 ※19日間、全ての日において、営業時間を短縮した店舗が対象です。

		確定申告等に基づく前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が		
		8万3333円以下の場合	8万3333円~25万円の場合	25万円以上の場合
中小 企業者等	A 売上高による方法 (1日の売上高の3割)	47.5万円 2.5万円/日 × 19日間	47.5万円~142.5万円 2.5~7.5万円/日×19日間	142.5万円 7.5万円/日×19日間
	B 売上高減少額による方法	【計算式】前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4×19日間		
大企業(売上高減少額による方法)		【上限額】 380万円 (20万円×19日間)又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3×19日間のいずれか低い額		

協力金に関するお問合せ先

新潟市経済部産業政策課 電話 025-226-1610
(後日、専用コールセンターを開設予定です)